

デジタル・ヒューマニティーズ (DH) の進展と法律学

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘

1. 人文諸学における資料のデジタル化と活用方法を探るデジタル・ヒューマニティーズ (以下、DHと略記) が、法律学の分野にも浸透してきている。元来、情報のデジタル化とオンライン公開は、法ユビキタス (誰でも・何時でも・どこにいても必要とされる正確な法情報と公正な法的救済へのアクセスが可能な状態) の実現を目指す法律学には、馴染みやすいものであるといえる。例えば、【1】現行法令の情報は、総務省行政管理局が提供している (<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)。また、【2】主な裁判例の情報も、最高裁判所が提供している (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1)。

さらに、【3】歴史的資料に関し、(1) 法令テキスト、(2) 立法資料、(3) 裁判例の原本、(4) 法学者の著作等のデジタル化公開が進んでいる。それは何を意味するものであろうか。

例えば、(1) 法令テキストに関し、福岡大学図書館が、その所蔵する『ローマ法大全』(ゲヴァウエル=シュパンゲンベルク版) を全文デジタル化公開している (<http://www.lib.fukuoka-u.ac.jp/e-library/data/romahoutaizenn/newpage1.htm>)。それは、①法学提要、②学説彙纂、③勅法、④新勅法の編章節番号、文頭語句、法学者名、皇帝名等を用いた検索機能、注へのジャンプ機能等を備えている。これはローマ法源へのアクセスを容易にし、それを著しく身近なものにした画期的なものといえる。今ではローマ法源の異なる刊本が類似の形式でデジタル化公開され (例えば、<http://droitromain.upmf-grenoble.fr/corppjurciv.htm>)、その結果として、相互の比較も容易になっている。

(2) 立法資料としては、日本の近代法整備に関する『法典調査会議事速記録』がデジタル化公開されている。なお、広中俊雄編著『日本民法典資料集成第1巻 第1部民法典編纂の新方針』(信山社、2005) は、民法典の起草者が所蔵していた立法関連資料の画像コピーを収録している。そこに付された修正・削除・加筆・書込み等を通じ、「法典調査会規則」・「法典調査規程」・「法典調査ノ方針」等、ルールをつくるためのルールづくりから始まった立法プロセスを、起草者の逡巡を含め、子細に辿る可能性を示唆している。こうした立法過程資料のデジタル化公開化も期待されるところである。

(3) 裁判例の原本としては、国際日本文化研究センターが、明治元年から明治23年までの民事判決原本 (平成20年3月現在で549,101件) の全文を画像化し、オンライン公開している (<http://db.nichibun.ac.jp/ja/category/minji.html>)。

(4) 法学者の著作のデジタル化公開も進んでいる。例えば、Gale Cengage Learning, Eighteenth Century Collections Online (ECCO) は原典のモノクロ画像であるが、ページ間のジャンプ機能、検索機能等を備えている。それを通じ、例えば、Thomas Hobbes, *The moral and political works of Thomas Hobbes of Malmesbury*, 1750の原文を見ることができる。これは東京大学経済学図書館「アダム・スミス文庫」所蔵のものと同じ出版地・出版年・内容のものである。もっとも、「アダム・スミス文庫」のものには下線や書込みがあり、それ自体が重要な情報となりうる。著作家の蔵書のデジタル化公開の意義を示唆する。また、桐蔭横浜大学が、その所蔵するサヴィニー (F. C. von Savigny) 関連の書籍の一部をWEB上で一般公開している (<http://savigny.toin.ac.jp/savigny/>)。

これらの動きは、伝統的な法律学の方法に、新たな展開可能性を拓こうとしているように思われる。